

受付日	平成28年6月23日（木）	受付方法	電話	対応者	浦田・鈴木
氏名	[REDACTED]				
内容	処理区分 （ 意見 ）				
<p>[REDACTED]の週刊 [REDACTED] に連載されている [REDACTED] だが、人を切り殺すシーンなど、以前に比べて暴力的で、残虐性を帯びている。最近、北海道での通り魔事件なども発生しており、このような本が影響を与えている場合もある。</p> <p>[REDACTED]の編集部（ [REDACTED]氏）にも、同様に伝えたが、良い返事はなかった。</p> <p>[REDACTED]本社が所在する東京都で、調査をして、不健全図書類として検討してほしい。</p>					

受付日	平成28年9月20日・10月13日 (火)・(木)	受付方法	電話	対応者	浦田・鈴木
氏名	[REDACTED]				
内容	処理区分 (意見)				
<p>・メルマガについては、不健全図書類の指定外であるかもしれないが、[REDACTED]氏の有料メルマガ『[REDACTED]』が紹介しているナンパのハウツーの手口が悪質であるので情報提供する。</p> <p>・メルマガほどではないが、同作者の小説及び漫画の「[REDACTED]」で紹介しているもナンパのハウツーの手口も悪質であり、犯罪を助長するものである。</p>					

受付日	平成28年10月19日(火)	受付方法	電話	対応者	浦田・鈴木
氏名	[REDACTED]				
内容	処理区分 ( 意見 )				
<p>・先日、9月下旬に情報提供した漫画&amp;小説「[REDACTED]」の審査の進捗状況について。 ・同作家が発行している有料メルマガの読者が事件を起こしたようだ。ぜひ、メルマガも指定の対象にしてほしいが、先日、図書類の対象にメルマガは該当しないと伺った。そのため、請願を提出させていただきたい。現状では、指定対象ではないことがわかっているので、都からの回答(指定できない旨)をもって、議員に働きかけようと思っている。</p>					

受付日	平成28年11月4日(金)	受付方法	電話	対応者	浦田
氏名	[REDACTED]				
内容	処理区分 ( 質問 )				
先日(10/19ほか)申し出した図書類(小説・漫画 [REDACTED])の指定状況について聞きたい。					

受付日	平成28年11月28日(月)	受付方法	電話	対応者	飯山
氏名	匿名				
内容	処理区分 (意見)				
<p>●月に残虐性を助長するとして、指定した「<span style="background-color: black; color: black;">          </span>」がタイトルを変えて、「<span style="background-color: black; color: black;">          </span>」として販売されている。これは指定されないのか。</p>					

## 東京都庁

## 青少年・治安対策本部総合対策部青少年課御中

東京都新宿区西新宿 2-8-1  
電話番号: 03-5388-3186

## 不健全な図書類指定について

東京都青少年の健全な育成に関する条例第8条第1項第1号に該当する不健全な図書類として、下記タイトルを指定していただきたく、該当物を送付させていただきました。

※2梱包送付

雑誌:「XXXXXXXXXX」株式会社XXXXXXXXXX

コミックス:「XXXXXXXXXX」株式会社XXXXXXXXXX

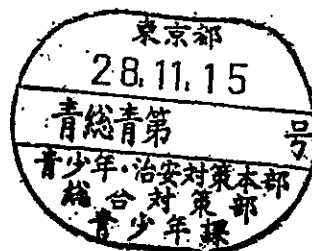
コミックス:「XXXXXXXXXX」株式会社XXXXXXXXXX

大手出版社からの出版物と思い、「ボーイズラブ」といったジャンルであっても中学生の娘が所持していても安心していましたが、局所の修正もなく、修正されていてもあまりに隠している部分もない修正、また暴力や未成年の題材にした内容に驚きを隠せずにおりますし、このような書籍や雑誌が、大手出版社から出版され、一般的な書店の通常の売り場で販売されていることについて嫌悪感を覚えます。

「東京都青少年健全育成審議会の答申」を拝見させていただきましたが、大手出版社の書籍や雑誌に対する指定はほぼ身請けられませんが、通常どういった選択指定をされていらっしゃるのでしょうか？

私のように大手出版社だから大丈夫だろう、といった先入観によって選択から外れていらっしゃるのではたら、あまりに危険なご判断かと思えます。  
このようなものが、大手の流通によって中学生高校生が簡単に手に入るような場所におかれることがないよう、どうかお願いですから厳しくご判断ください。

2017年11月14日



東京都庁

青少年・治安対策本部総合対策部青少年課御中



東京都新宿区西新宿 2-8-1

電話番号: 03-5388-3186

不健全な図書類指定について

東京都青少年の健全な育成に関する条例第8条第1項第1号に該当する不健全な図書類として、下記タイトルを指定していただきたく、該当物を送付させていただきました。

※1梱包送付(送付重量制限のため後半の広告部分を切りました)

雑誌:「」株式会社 

先月も送付させていただきましたが、全く改善がされておりましたので再度該当レーベルの雑誌をご送付させていただきました。

高校生や教師と生徒といった題材を扱った作品も掲載されているなか、前号よりもさらに形のはっきりとわかる状態での修正(?)で局部をこのように掲載していることに、どうして行政の指導が入らないのでしょうか? 特に冒頭1作目の作品については、先月コミックスも送付させていただきましたが、ますますひどくなっているように思えます。

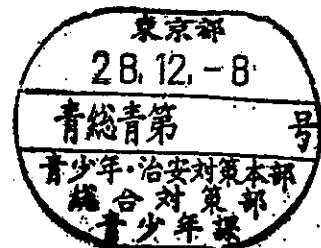
やはり中小の出版社への指導ばかりを見受けますが、大手出版社からの出版物であれば、見逃されるものなのでしょうか? それともこの会社は見逃されることとなっているのでしょうか?

このような書籍や雑誌が、大手出版社から出版され、一般的な書店の通常の売り場で販売されていることについて嫌悪感を覚えます。

「東京都青少年健全育成審議会の答申」を拝見させていただきましたが、大手出版社の書籍や雑誌に対する指定はほぼ身請けられませんが、通常どういった選択指定をされていらっしゃるのでしょうか?

このようなものが、大手の流通によって中学生高校生が簡単に手に入るような場所におかれることがないよう、どうかお願いですから厳しくご判断ください。

2017年12月6日



鈴木 大歩

差出人: 青少年・治安対策本部総合対策部青少年課  
送信日時: 2016年12月22日木曜日 11:06  
宛先: 鈴木 大歩  
件名: FW: 有害指定図書の件です。

鈴木様

有害図書に関するメールが届きましたので転送いたします。

From: [redacted]mailto:[redacted]  
Sent: Wednesday, December 21, 2016 4:48 PM  
To: 青少年・治安対策本部総合対策部青少年課  
Subject: 有害指定図書の件です。

ある漫画の有害図書指定をお願いします。  
タイトルは[redacted]という漫画です。作家は[redacted]と言う方です。  
以下の点が問題があり青少年の成長にはとても有害であり不健全だと思いました。

- 1.成人マークが無しにもかかわらずほとんどが性的に刺激するような変態的かつ異常で過激な内容であること。
- 2.人を利用し、社会規範からそれたことをしておきながらその行動に伴う結果や代償がほぼ描かれてなく、  
親であれ人を傷つけようが自分たちさえ良ければいいと非道徳的かつ人間的にも欠陥があるにもかかわらず、  
あたかもそれが自然で美しい話のように描いていること。
- 3.不特定多数の人と性行為がありながらゴムも使用せずピルを服用してたと言うだけで性病の問題が描かれてなく、  
ピルさえ服用すればどんなに性行為しても大丈夫と間違った認識を与える可能性があること。
- 4.夫婦には自分達しか見えず明らかに責任能力が欠け、子供を育てる資格がないにもかかわらず子供を作るとして命を作ることは何か、子供を育てることは何か、責任とは何かを描かれてなく命を軽々しく扱っていること。

調べた限りですがこれは有名な通販の[redacted]で紙の書籍としてもデジタルブックとしても売られていてすぐにダウンロードできます。  
コンビニでも普通に売られているようです。これを中学生になる子が読んでいたんです。  
正直ショックでした。こんな物が普通に読めて売られてることが信じられません。  
感化されて人格形成に悪影響があるんじゃないかと不安になり、将来が心配になります。  
ニュースでも度々問題になってますが、自分勝手に精神的に未熟な親が子を粗末に扱い殺めてしまう痛ましい事件もよく見ますし、  
心身共に成長盛りの子供にどう影響するか恐ろしいです。  
なので有害指定図書としてお願いします。





2017年1月12日

東京都庁 青少年・治安対策本部総合対策部青少年課様

拝啓

初めてお手紙させていただきます。私は、都内公立中学校に通う中学三年生の娘を持つ親です。  
■月に、東京都の「不健全な図書類指定」にて株式会社 ■のポイズラブコミックスが指定されたことを拝見し、お手紙させていただきました。

お恥ずかしながら、私の娘もその指定を受けた作品を購入しており、指定が発表される前に家庭内にて話し合いをしたばかりではございました。  
古くからあるジャンルの一つとして、ポイズラブというものを否定するつもりはございませんので、読書の一環として娘の趣味や購入も禁止したいとは思っておりません。  
しかしながら、久々にこういった作品を拝見し、あまりの過激さに驚きました。

以前は、ここまで酷いあからさまな性描写の漫画が、一般書店に並ぶことは無かったように思えるのですが、大手出版社からの刊行物であっても、このように局部を丸出して描く漫画を18禁などの規制もなく刊行しているのが普通なのでしょうか？  
娘をかばう訳ではございませんが、今回送付させていただきましたコミックスのように、カラフルで可愛い装丁や、犯罪めいた表紙のもの、そしてここまで性描写や局部などがあからさまに描かれた作品が、普通に子供の目に触れ、手に取れるような状態で販売されていること自体に、何の規制もないことが異常に思えます。作り手や書き手、販売側が、読み手や売り場を考えていないとしか思えません。

今回お送りさせていただきましたコミックス2冊も、株式会社 ■からの刊行物です。  
娘いわく、こちらの作品以外にも酷いものはあるとのことでしたが、親の目線としてはこの2冊も十分普通に店頭において良いものではないと思います。こちらの2冊も規制をしていただけませんかでしょうか？

小中生向けの国語便覧や英語テキストなども刊行している会社だからこそ、親としても安心していたところがございますが、大きな出版社だから何をやっても良いということはないかと思いますので、どうか作り手側が自覚を持つよう、ご注意くださいましたら幸いです。

敬具

東京都
29.1.13
青総青第
青少年・治安対策 総合対策 青少年課



前略

ご担当者様

突然のお手紙でご無礼お許しください。

新宿区に住む小6の親です。

先日、子供がこのような恥ずかしい本を持っておりました。

友達グループで回し読みしていたそうです。

子供がこのような本を手に入れられる環境はいまも存在しているのでしょうか？

子供たちに悪影響がないよう、ご多忙と思いますが取り締まりの強化をお願い申し上げます。

草々



御担当者様

突然の投書お許しください。

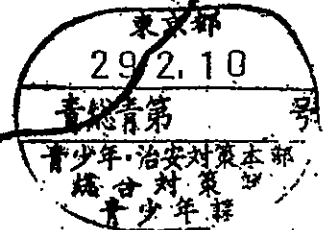
中学生の間で、このお本が  
出回っているようです。

本屋で買えるようになったので、

取締の強化をお願いして工  
せていただくか。

何卒ご検討の程、

よろしくお願い申し上げます。



受付日	平成29年3月8日(水)	受付方法	電話	対応者	浦田
氏名	[REDACTED]				
内容	処理区分 ( 要望 )				
■「 [REDACTED] ( [REDACTED] ) 」					
小学6年生の娘が購入した本の内容が、ちょっと残虐な内容で、小学生が読むようなものではない。 しかし、「小中学生向け」として売られているので、調べてほしい。子供たちが手にしない、目につかないように、目立たないところで販売するようにしてほしい。					

## 青少年・治安対策本部総合対策部総務課

差出人: 青少年・治安対策本部総合対策部総務課  
送信日時: 2017年4月13日木曜日 18:42  
宛先: 青少年・治安対策本部総合対策部青少年課  
件名: FW: 都民の声総合窓口から各局都民の声窓口へ・B票

## -----Original Message-----

From: youbo@section.metro.tokyo.jp [mailto:youbo@section.metro.tokyo.jp]  
Sent: Wednesday, April 12, 2017 2:06 PM  
To: 青少年・治安対策本部総合対策部総務課  
Subject: 都民の声総合窓口から各局都民の声窓口へ・B票

案件ID: T170000698

経路: メール  
経路がメール以外の場合は添付ファイルを御覧ください。

種類: 意見

担当者: 都民の声総合窓口 (内線) 29-343

貴局(青少年・治安対策本部)に関する案件ですので、送付します。  
※他機関へ送付する場合は、個人情報を伏せた形でお送りしています。

送信日時: 2017/04/12 07:34

区分: 知事への提言

タイトル: 不健全な漫画について

コメント: が発行している月刊の漫画雑誌『』にて連載している『』という漫画についてです。

小学生～高校生の女性器をなめるなど、成人男性向けと同等の行き過ぎた性描写があり、少年漫画雑誌としていかなものかと思えます。他にも、金属や瞳への反射(映り込み)として、女性器を修正もせず描いています。それを通して載せるも信じられません。

こんなものが小学生が買えるコーナーなどに売られている事に不安と怒りを覚えます。

回収・修正とともに描写を弱めるよう話をしたいです。

お名前:

年齢: 28

青少年・治安対策本部総合対策部総務課

差出人: youbo@section.metro.tokyo.jp は youbo <youbo@section.metro.tokyo.jp>  
 の代理  
 送信日時: 2017年4月17日月曜日 19:21  
 宛先: 青少年・治安対策本部総合対策部総務課  
 件名: 都民の声総合窓口から各局都民の声窓口へ・B票

案件ID : T170000791


経路: メール  
経路がメール以外の場合は添付ファイルを御覧下さい。

種類: 意見

担当者: 都民の声総合窓口 (内線) 29-343

貴局(警視庁, 青少年・治安対策本部)に関する案件ですので、送付します。  
 ※他機関へ送付する場合は、個人情報を伏せた形でお送りしています。

送信日時: 2017/04/13 23:55  
 区分: 知事への提言  
 タイトル: 東京オリンピックに際し、漫画アニメの児童ポルノ販売の一時規制のお願い  
 コメント: 拝啓  
 桜花匂う頃ようやく草木もえいづる季節になりました。ご担当者様におかれましては、ますますご清祥のことと心より  
 お喜び申し上げます。  
 参考URLとして卑猥な画像を送付してしまったこととお詫び申し上げます。  
 本投書に際して必須であると判断させていただきましたがご不快に思われる内容かと存じ上げます。

さて、画像に添付させていただきましたのは「」というアニメ作品の非公式同人作品です。  
 全て通常のアニメ作品である本作登場人物の小中学生を児童ポルノ化したもので、国連をはじめ国内外から批判され  
 ている漫画・アニメの児童ポルノであります。

こういった小中学生レイプなどの表現は、わが国では表現の自由の範囲内として黙認されているものではありませんが、  
 市場規模が膨らみ国連や国内外から批判を受けております。  
 今回東京オリンピック開催にあたり、我が国を訪れた外国の方に恥ずかしくない受け入れ態勢を作り上げる目的で、  
 開催地である東京都内だけでも一時規制できないものかご検討お願い申し上げます。

ご担当者様、地域を訪れる観光客の皆様ともども健やかに過ごせますよう心からお祈り申し上げます。  
 敬具

参考URL  


お名前:   
 年齢: 30  
 メールアドレス: 

## 青少年・治安対策本部総合対策部総務課

差出人: youbo@section.metro.tokyo.jp は youbo <youbo@section.metro.tokyo.jp>  
の代理  
送信日時: 2017年4月19日水曜日 10:40  
宛先: 青少年・治安対策本部総合対策部総務課  
件名: 都民の声総合窓口から各局都民の声窓口へ・B票

案件ID: T170000989

経路: メール  
経路がメール以外の場合は添付ファイルを御覧下さい。

種類: 意見

担当者: 都民の声総合窓口 (内線) 29-343

貴局(青少年・治安対策本部)に関する案件ですので、送付します。  
※他機関へ送付する場合は、個人情報を伏せた形でお送りしています。

送信日時: 2017/04/17 22:13

区分: 知事への提言

タイトル: 青少年育成条例の強化について(脱法的手法の禁止について)

コメント: 当方の意見を述べさせていただきます。最近の雑誌は売り上げ至上主義で、一般に広く流通している有名出版社のマンガ週刊誌の連載内容がその売り上げ目的のために、どんどん性的に過激な内容の漫画を連載に採用している事はもっと法的拘束力を以て規制すべきだと思います。一例を挙げます。ぜひ、実物を読んでみてください。〇〇〇〇の青年誌「〇〇〇〇」誌上にて連載されている「〇〇〇〇」です。

雑誌自体は青年誌なので、コンビニなどでも封をされておらず小学生であっても誰でも買える年齢制限されていない雑誌です。しかし、その漫画の主目的は「性的な描写」であり、それらエロシーンの描写に力点を置いている事は、一見して理解できます。女性が男性に触れられると女性器から粘液を大量に漏らして発情するというかなり下品な内容の漫画です。一昔前なら絶対に全国青年誌には掲載されるものではなかったこのような内容・描写のマンガはその他にも大量にあり、一例に過ぎません。「マンガ」文化は日本が誇るものだ、という趣旨の考えも最近では珍しくなくなりましたが、そういう事を明言するには、あまりにも、漫画の性描写に規制が無く、先進国としては、手ぬるい気がします。海外に「マンガ」を誇る!

◆なら、まず、このような状況を明確に排除しないとイケないと思います。その先達として東京都が規制を明確にすべきです。前述のような成人漫画の連載を一般紙に紛れ込ませ、売り上げを上げようとする姑息で悪質なやり方を、まず規制すべきだと思います。雑誌協会にも進言しましたが、黙殺されました。つまり、「売ればいい」のであって == 自浄作用はないのです。彼らは規制に反対する前にまず、自らの足元を見るべきだと思います。書くな、といっているわけでは決してありません。それは表現の自由を侵すもので断固反対すべき事です。私が言いたいのは、そのような漫画は「成人誌」に連載すればいいのであって、販売形態において、なんら拘束を受けない形を利用して、成人漫画を「一般青年誌」の連載に◆!

◆れ込ませ、その影響など無視して営利目的を果たそうとする、その「脱法的」かつ、有害な手法を問題視しているのです。そして、本来であれば国家による規制に反対するだけではなく、自らが正しく自主規制を行う事を表明した上で規制に反対すべきだということです。AVビデオが売れるからといって「テレビ番組」で同様のことをしたら大問題になります。漫画の影響力といえば、テレビに劣らず大きなものです。特に青少年にとっては、テレビよりも漫画やNetからの情報の方が影響力が大きいと思われる。それが、規制やルールも無く、野放しであるのはどういうわけでしょう。このような状態を放置しておく事は数々の素晴らしい漫画を創作された先人を持つ国としてもっと悲観すべき、憂慮すべき事だと思います!

す。「自浄作用」なきメディアですので、是非、都◆!

◆ == 規制表明を行ってください。〇〇〇〇の件などもあまりの内容ですので連載は即刻中止すべきです。因循姑息な手口での売り上げ向上ではなく、正しく面白い漫画を創出する方向に働きかけを行ってください。お忙しい中失礼しました。この意見は他にも展開しておりますので、よろしくお願い致します。

お名前: 〇〇〇〇  
年齢: 46



ご住所:品川区 [REDACTED]  
電話番号: [REDACTED]  
メールアドレス: [REDACTED]



横田 奈津子

差出人: 青少年・治安対策本部総合対策部青少年課  
送信日時: 2017年5月15日月曜日 9:29  
宛先: 横田 奈津子; 小倉 歩夢; 鈴木 雅人  
件名: FW: 不健全図書の審議のお願い

とみんなの声です。

From: [redacted] [mailto:[redacted]]  
Sent: Monday, May 15, 2017 9:16 AM  
To: 青少年・治安対策本部総合対策部青少年課  
Subject: 不健全図書の審議のお願い

東京都青少年課 御中

突然のメールを失礼いたします。

私は、東京都小平市に住む [redacted] と申します。有害図書運動をしている元出版関係者です。いつもお世話になっております。

下記の書籍について、東京都青少年健全育成条例の不健全図書の審議をお願いしたいので、都民の申出をさせていただきます。宜しくお願いいたします。

書名: [redacted]

著者: [redacted]

出版社: [redacted]

値段: 1,728円

[redacted]  
理由: P.68~69で、痴漢の冤罪をかけられたという想定で、「[redacted]」  
[redacted] というコメントと、サラリーマンが線路を逃走するイラストを添えています。最近、痴漢が線路を走って逃げるという事件が相次いでいますが、犯罪を誘発する可能性があります。

宜しくお願いいたします。

お手数ですが、宜しくお願いいたします。

---

---

email:

Twitter :

HP :

青少年健全育成基本法並びに青少年健全育成条例、性的虐待物の創作物が  
ありましたので報告します。

この内容は明らかにその条例の法律に抵触する内容であり、適切な処置を  
願います。

この漫画は明らかに子どもの性的虐待を促す内容であり、それが原因で子  
どもに対して性的虐待をする幼児嗜好者が増えると考えられます。

実際に年齢制限などを設けても、実際に青少年が子供に対して性的虐待を  
している事件がある以上そのような作品は規制すべきかと思われま

す。また、この創作物の内容は東京都青少年の健全な育成に関する条例によ  
りますと

#### 第7条 (図書類等の販売及び興行の自主規制)

図書類の発行、販売又は貸付けを業とする者並びに映画等を主催するもの  
及び興行場 (興行場法 (昭和二十三年法律第百三十七号) 第一条の興行場  
をいう。以下同じ。) を経営する者は、図書類又は映画等の内容が、次の  
各号のいずれかに該当するものと認めるときは、相互に協力し、緊密な連  
絡の下に、当該図書類又は映画等を青少年に販売し、頒布し、若しくは貸  
し付け、又は閲覧させないように務めなければならない。

一 青少年に対し、性的感情を刺激し、残虐性を助長し、又は自殺若しく  
は犯罪を誘発し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの。

二 漫画、アニメーションその他の画像 (実写を除く。) で、刑罰法規に  
触れる性交若しくは性交類似行為又は婚姻を禁止されている近親者間  
における性交若しくは性交類似行為を、不当に賛美し又は誇張するように、  
描写し又は表現することにより、青少年の性に関する健全な判断能力の形  
成を妨げ、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの。

(不健全な図書類等の指定)

第8条 知事は、次に掲げるものを青少年の健全な育成を阻害するものと  
して指定することができる。

一 販売され、若しくは頒布され、又は閲覧若しくは観覧に供されている  
図書類又は映画等で、その内容が、青少年に対し、著しく性的感情を刺激  
し、甚だしく残虐性を助長し、又は著しく自殺若しくは犯罪を誘発するも



のとして、東京都規則で定める基準に該当し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認められるもの

二 販売され、若しくは頒布され、又は閲覧若しくは観覧に供されている図書類又は映画等で、その内容が、第7条第2号に該当するもののうち、強姦等の著しく社会規範に反する性交又は性交類似行為を、著しく不当に賛美し又は誇張するように、描写し又は表現することにより、青少年の性に関する健全な判断能力の形成を著しく妨げるものとして、東京都規則で定める基準に該当し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認められるもの

三 販売され、又は頒布されているがん具類で、その構造又は機能が東京都規則で定める基準に該当し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認められるもの

四 販売され、又は頒布されている刃物で、その構造又は機能が東京都規則で定める基準に該当し、青少年又はその他の者の生命又は身体に対し、危険又は被害を誘発するおそれがあると認められるもの

2 前項の指定は、指定するものの名称、指定の理由その他必要な事項を告示することによつてこれを行わなければならない。

3 知事は、前2項の規定により指定したときは、直ちに関係者にこの旨を周知しなければならない。

東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則（一部抜粋）

（指定図書類、指定映画等の基準）

第15条 条例第8条第1項第1号の東京都規則で定める基準は、次の各号に掲げる種別に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 著しく性的感情を刺激するもの次のいずれかに該当するものであること。

イ 全裸若しくは半裸又はこれらに近い状態の姿態を描写することにより、卑わいな感じを与え、又は人格を否定する性的行為を容易に連想させるものであること。

ロ 性的行為を露骨に描写し、又は表現することにより、卑わいな感じを与え、又は人格を否定する性的行為を容易に連想させるものであること。

ハ 電磁的記録媒体に記録されたプログラムを電子計算機等を用いて実行することにより、人に卑わいな行為を擬似的に体験させるものであること。

ニ イからハまでに掲げるもののほか、その描写又は表現がこれらの基準に該当するものと同程度に卑わいな感じを与え、又は人格を否定する性的行為を容易に連想させるものであること。

二 甚だしく残虐性を助長するもの次のいずれかに該当するものであること。

イ 暴力を不当に賛美するように表現しているものであること。

ロ 残虐な殺人、傷害、暴行、処刑等の場面又は殺傷による肉体的苦痛若しくは言語等による精神的苦痛を刺激的に描写し、又は表現しているものであること。

ハ 電磁的記録媒体に記録されたプログラムを電子計算機等を用いて実行することにより、人に残虐な行為を擬似的に体験させるものであること。

ニ イからハまでに掲げるもののほか、その描写又は表現がこれらの基準に該当するものと同程度に残虐性を助長するものであること。

三 著しく自殺又は犯罪を誘発するもの次のいずれかに該当するものであること。

イ 自殺又は刑罰法規に触れる行為を賛美し、又はこれらの行為の実行を勧め、若しくはそそのかすような表現をしたものであること。

ロ 自殺又は刑罰法規に触れる行為の手段を、模倣できるように詳細に、又は具体的に描写し、又は表現したものであること。

ハ 電磁的記録媒体に記録されたプログラムを電子計算機等を用いて実行することにより、人に刑罰法規に触れる行為を擬似的に体験させるものであること。

2 条例第8条第1項第2号の東京都規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当するものであることとする。

一 性交又は性交類似行為（以下「性交等」という。）のうち次に掲げる行為を、当該行為が社会的に是認されているものであるかのように描写し若しくは表現し、又は当該行為の場面を、みだりに、著しく詳細に若しく

は過度に反復して描写し若しくは表現することにより、閲覧し、又は観覧する青少年の当該行為に対する抵抗感を著しく減ずるものであること。

イ 刑法（明治40年法律第45号）第176条から第178条の2まで、第181条又は第241条の規定の違反行為

ロ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第4条の規定の違反行為

ハ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条第1項第6号の規定に違反する行為

ニ 条例第18条の6の規定に違反する行為

二 近親者間（民法（明治29年法律第89号）第734条から第736条までの規定により、婚姻をすることができない者の間をいう。）における性交等を、当該性交等が社会的に是認されているものであるかのように描写し若しくは表現し、又は当該性交等の場面を、みだりに、著しく詳細に若しくは過度に反復して描写し若しくは表現することにより、閲覧し、又は観覧する青少年の当該性交等に対する抵抗感を著しく減ずるものであること。

三 電磁的記録媒体に記録されたプログラムを電子計算機等を用いて実行することにより、人に前二号に掲げる性交等に該当する行為を擬似的に体験させるものであること。

に該当する部分であり。

罰則を設けるべきだと思います。

これはほんの一部の作品にすぎませんがこのような性的虐待物を容認している状況も問題であり改善すべきです。

そしてこのような創作物などを容認しているゲーム企業にも問題があります。適切な処置を願いますようよろしくお願いします。

私も母親になる前は過去に子どもの時に変質者に遭い性的な嫌がらせをされました。

未だに後遺症が残っており、結婚して子供を持つ身になるとますます幼児嗜好者に対して子供を守ろうと考えるようになりました。

しかし、現状にてそのような創作物が売られている時点で精神的苦痛を感



じ、今までのトラウマが蘇ってしまいました。

これ以上子どもたちが性的虐待に遭わないためにも適切な処置を願います。

以上